

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成30年度第2四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	投入扉スライドゲート巻上装置 (舞洲工場) 買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	3,434,400	平成30年7月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
2	アルミ選別機用駆動機買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	1,350,000	平成30年7月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
3	混練機用部品①ほか4点（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	本田鐵工（株）	3,905,280	平成30年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
4	電子計算機設備部品1ほか1点（舞洲工場）買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	7,668,000	平成30年8月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
5	脱硝用空気加熱器（舞洲工場）買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	5,508,000	平成30年8月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
6	中間火格子ブロックほか3点（舞洲工場）買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	15,495,840	平成30年8月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
7	加熱脱塩素化処理装置用部品①ほか5点（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	日立造船(株)	4,757,400	平成30年8月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
8	じん芥クレーンバケット（舞洲工場）買入	019産業用機器	舞洲工場	(株)福島製作所	30,240,000	平成30年8月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
9	炉用部品（西淀工場）買入	019産業用機器	西淀工場	(株)タクマ	31,573,476	平成30年9月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30

随意契約理由書

1 案件名称

投入扉スライドゲート巻上装置（舞洲工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する投入扉スライドゲート巻上装置は、日立造船(株)施工による舞洲工場ごみ供給受入設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行う。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

アルミ選別機用駆動機買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するアルミ選別機用駆動機は、日立造船(株) 設計・施工による舞洲工場破碎施設アルミ選別機の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品①ほか4点 買入

2 契約の相手方

本田鐵工（株）

3 隨意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する混練機用部品①ほか4点は、本田鐵工（株）製の薬剤混練処理設備である混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、本田鐵工（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

混練機用部品①ほか4点は本田鐵工（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

電子計算機設備部品 1 ほか 1 点（舞洲工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する電子計算機設備部品 1 ほか 1 点は、日立造船(株)製の電子計算機設備部品であって、本製品の詳細寸法、仕様については、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行う。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

脱硝用空気加熱器（舞洲工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する脱硝用空気加熱器は、日立造船(株)施工による舞洲工場排ガス処理設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品を選定する。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロックほか3点（舞洲工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する中間火格子ブロックほか3点は、日立造船（株）設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

加熱脱塩素化処理装置用部品①ほか 5 点 買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化処理装置用部品①ほか 5 点は、日立造船(株) 設計・施工による、加熱脱塩素化処理装置の一構成部品であって、本製品の詳細な寸法・仕様は非公開であり、他社では構造を知り得ないため、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1. 案件名称

じん芥クレーンバケット（舞洲工場）買入

2. 契約の相手方

（株）福島製作所

3. 隨意契約理由

製品指定理由

今回購入するじん芥クレーンバケットは、一般廃棄物の処理においてじん芥を焼却炉に供給するためのものである。

当工場のじん芥クレーンバケットは（株）福島製作所で製作されたものである。

したがって、本製品の形状寸法、材質、クレーン本体の関連機構との詳細な関係は当該会社のみが知りえるものであり、他社ではバケットの品質や性能保証ができる製品の製作が不可能であるため、（株）福島製作所の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、（株）福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

炉用部品（西淀工場） 買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 隨意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する炉用部品は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)